

新型コロナウイルス感染症対策資金のご案内

江東区では、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けた区内中小企業者を資金面から支援する特別資金を創設しました。詳細は本面や裏面をご覧ください。

特徴
1

借入限度額

1,000万円
(最長6年)

特徴
2

利子自己負担

1年目 **0%**
2年目～**0.3%**

特徴
3

信用保証料

全額補助

セーフティネット保証
第4号・5号適用

受付期間

令和2年3月23日(月)～令和2年**9月30**日(水)

借入限度額

1,000万円

資金使途

運転資金 ※ 借換資金にはご利用いただけません。

返済期間

6年以内(据置12か月含む)

貸付金利

1.9%

自己負担率

1年目 **0%**(利子補助率1.9%)
2年目以降 **0.3%**(利子補助率1.6%)

信用保証

【セーフティネット保証第4号適用】→ **100%**保証
【セーフティネット保証第5号適用】→ **80%**保証

区の補助

【信用保証料補助】融資実行後、**1～2か月後**に振り込みます。
【利子補助】最初の補助金は**令和3年5月中旬**に振り込みます。

その他

【連帯保証人】法人：代表者の個人保証が必要
個人：原則不要
【信用保証】東京信用保証協会の保証付【担保】原則不要

ご利用資格

- 区内に住所または主たる事業所がある中小企業者の方
- 区内で所得税(法人税)の申告をし、完納していること。
- 申込日時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること。
- 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。

【裏面あり】

申請方法

以下の書類を揃え、下記「お問合せ先」まで **郵送** にてご申請ください。
送付いただいた書類に不備等がなければ、後日金融機関にご提出いただくための
紹介書を郵送いたします。----- → **返信用レターパックを同封して**、レター
パックなど追跡可能な郵便物で送付してください。



一部書類につきましては、区HPから**ダウンロード**もしくは**郵送請求**いただくことが
できます。詳細は、右QRコードよりご確認ください。

No	法人	個人	法人・個人により提出いただく書類が異なりますので、ご注意ください。
1	○	○	江東区中小企業融資申込書 ※法人及び代表者個人の 実印 を申込書（代表者名欄、連帯保証人欄）にそれぞれ押印
2	○	○	最新の法人税または所得税確定申告書及び決算書の 写し （税務署の受付印のあるもの） ※電子申告にて確定申告を行った方は、受信内容通知（メール詳細）の写しを添付
3	○	-	法人税の納税証明書（その1）の 写し
	-	○	所得税の納税証明書（その1）の 写し
4	○	-	法人都民税の領収書または納税証明書の 写し （ 予定納税をされている場合は「確定」の領収書または納税証明書が必要です ）
	-	○	特別区民税・都民税の領収書または納税証明書の 写し
5	○	-	商業登記簿謄本履歴（現在）事項全部証明書の 写し
6	○	○	セーフティネット保証第4号（5号）認定書 ※別途手続きが必要となります。詳細は下記をご確認ください。

セーフティネット保証とは

セーフティネット保証（経営安定関連保証）は、景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するための保証制度です。本融資を申請いただくにあたり、セーフティネット保証第4号もしくは第5号の認定手続きを受けていただく必要があります。手続き方法詳細は、区HPもしくは下記QRコードからもご確認ください。

第4号認定

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業を支援するための措置



第5号認定

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置



お問合せ先

〒135-8383 江東区東陽4-11-28
江東区地域振興部経済課 融資相談係 宛
03-3647-2331（直通）